

## 環境保全対策

環境保全措置全般については、ISO14001のシステムにより常にモニターし、改善に向けて問題点の把握と対策の実施に積極的に取り組んでおります（なお、ISO認証は、小坂製錬㈱の関連事業所として位置付けられております）。  
加えて、以下のような取り組みを行っています。

### 1. 技術管理者の選任及び責務

廃棄物の適正処理を行うために十分な知識・経験を有する者を技術管理者として選任しています。

- 1) 技術管理者は、環境保全対策を確実に遂行し、また作業者に必要な教育及び指導を行うこととしています。
- 2) 技術管理者は、正常な操業の維持が困難であり、もしくは支障をきたすおそれのある時は、公害防止及び保安に留意して、速やかに設備の改善等必要な措置をとります。

### 2. 作業安全管理及び施設の維持・管理

#### 1) 技術的事項及び作業の安全

- a. 処分場内では、作業の安全を期し、車両の誘導や指示を的確に行っています。
- b. 技術管理者は、必要に応じて作業の安全に関する保安教育を行っています。
- c. 廃棄物が飛散しやすい時は、必要に応じて散水車による散水もしくは覆土を適切に行っています。
- d. 浸出水及び処理水量は、定期的に測定し、また水質を分析・記録しています。

#### 2) 施設の維持・管理

- a. 最終処分場の周辺には、関係者以外の立入りを禁止する措置を講じているほか、人がみだりに侵入又は廃棄物を不法投棄することのないように、門扉を設置し施錠をしています。
- b. 技術管理者は、雨水排水路、集水設備、送水管を定期的に検査し、機能の維持及び環境汚染の防止に努めています。
- c. 担当係員は、当該施設を毎作業日巡視し、異常の有無を巡回日誌に記録しています。また、異常を発見した場合は速やかに技術管理者に報告する体制をとっています。
- d. 大量の降雨時及び融雪時には、施設の巡回を強化するとともに、必要に応じ排水及び浸出水の水量の測定を行い、その結果を巡回日誌に記載しています。
- e. 斜面崩壊の発生するおそれが生じた場合は、直ちに公害防止及び保安確保のための必要な措置を講じています。

### 3. 貯留堰堤の管理

埋立廃棄物の流出を防止するための貯留堰堤を月1回以上点検し、貯留堰堤に異常が認められた場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じることとしています。

### 4. 遮水工の管理

廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸透を防止するための遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じます。

### 5. 公共水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- 1) 埋立地周囲の地表水が、埋立地へ流入するのを防止するために設けられた雨水排水路の機能を維持するため、雨水排水路等に堆積した土砂等の除去を定期的に行っています。
- 2) 浸出水処理施設の維持管理は、次のように行っています。
  - a. 処理水の水質検査項目及び維持管理基準値は、省令で定める維持管理基準としています。
  - b. 年一回行う原水の水質検査項目については、処理水の水質検査項目と同様としています。
  - c. 浸出水処理施設の状態を定期的に点検し、異常が生じた場合には速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じることとしています。
- 3) 地下水の水質検査は、定期的の上流の観測井と下流の地下水放出口で行っています。
- 4) 地下水の水質検査は、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目とし、年1回以上測定し、記録しています。
- 5) 地下水のpH、電気伝導率、及び塩化物イオン濃度を月1回以上測定し、記録しています。
- 6) 地下水の水質検査で異常が生じた場合には、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じることとしています。
- 7) 廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸透を防止するための遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じることとしています。
- 8) 浸出水処理を円滑に行うため雨量計を設置し、降雨量(雨雪量)を常時把握し、運転日誌に1日降雨量を記載しています。
- 9) 漏水検知管を定期的に点検し、異常が生じた場合には速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じています。

### 6. 火災発生の防止に関する事項

- 1) 基本的に火災の発生の原因となる可燃性の廃棄物は搬入しないが、消火器を処分場内に設置し、常にその能力が発揮できるよう点検・整備を行っています。
- 2) 埋立地内での火気の使用は、原則禁止としています。

### 7. 発生ガス及び悪臭の防止に関する事項

- 1) 発生ガスの防止は、処分場内にガス抜き管を設置し、常に機能が発揮できるよう点検・整備を行っています。
- 2) 処分場の外に悪臭が発散するおそれがある場合には、覆土及び防臭剤の散布を行う等の悪臭の防止措置を講じることとしています。

以上